「適用除外承認申請書」届出について

年金事務所での申請の取り扱いが大変厳しくなっております。

『適用除外承認申請書』の申請につきましては、適用除外を受けようとする日より**5日以内の手続き**が必要です。この5日を経過すると申請を受付けないケースが発生し、強制的に社会保険に加入となってしまいますのでご注意ください。

ただし、特別な理由(天変地異、事業主の入院、書類の郵送に日数を要する、税理士法人登記に日数を要するなど)で遅れた場合は『理由書』を添付し提出すると受付が可能となります。所轄の年金事務所にてご確認をお願いいたします。

このような点から、組合の申請手続きにつきましてもお手数ですが、早めにお送りくださいますよう お願いいたします。



加入にあたっての注意事項(同一世帯に市町村国保加入者がいたら)

国民健康保険法により、世帯単位での加入が義務付けられています。

同一世帯で家族の方が市町村国保に加入している場合はどちらか一方に加入する必要があり、<u>別れて加入することができません</u>。(社会保険、共済組合、他の国民健康保険組合などに加入している方は除く)当組合では、加入の際に添付していただいている世帯全員記載の住民票と世帯加入状況報告書にて世帯全員の現在加入している健康保険の確認をしております。

加入の際はご確認をお願いします。ご不明な点はご連絡ください。

世帯に変更があったらお手続きを

世帯に変更があった時はなるべく14日以内にお手続きをお願いします。喪失届の提出が遅れると、医療費の返還請求が発生する場合がありますのでご注意ください。

| 自宅住所が変わった | 住所変更届、住民票原本、被保険者証 高齢受給者証(70歳~74歳該当) |
|--------------------------|--|
| 家族が就職し他の健康保険に入った | 喪失届出書、被保険者証 高齢受給者証(70歳~74歳該当) |
| 家族が世帯から離れた | |
| 職員(74歳未満)が退職した | |
| 職員を雇用したので 税理士国保に加入したい | 加入申請書、世帯全員記載の住民票原本 世帯加入状況報告書、雇用証明書 適用除外承認申請書(法人事業所は必須) |

上記の他にご不明な点がありましたら組合までお問い合わせください。

各申請書については当組合HPからダウンロードするか、『規約規程集』の中にある書式をコピーしご使用ください。